資料2

1 教育大綱の策定根拠

- 教育大綱とは、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの
- 教育基本法第17条※に規定する政府が公表した計画を参酌して定めるもの
- □ 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・ 調整を尽くし、首長が策定するもの
- □ 首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務 を執行するもの
- ⇒地方公共団体としての教育政策に関する方向性が 明確化

※教育基本法第17条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第2項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

